

March 2014



**Theme; DNA 鑑定に関する話題**

最近、親子関係の調査に DNA 鑑定が関わるケースがいくつか話題となっています。出産時の産院での新生児取り違え事案では、60 年もの長い時間を経て、取り違えの事実が判明し、実の兄弟が顔を合わせることができましたが、この再会がかなったのは DNA 鑑定のおかげでした。この事案においては、当事者が取り違えた産院に損害賠償を求めた訴訟を提起し、3800 万円の損害賠償を支払えとの判決が下されています（東京地裁平成 25 年 11 月 26 日判決）。産院での新生児取り違えについては残念ながらこの件の他にも起こっており、事実をベースとした小説や映画なども話題となっています。

また、元アイドルタレントが自分の子として育ててきた子との親子関係を DNA 鑑定し、その結果を巡っての争いも世間の耳目を集めているようです。

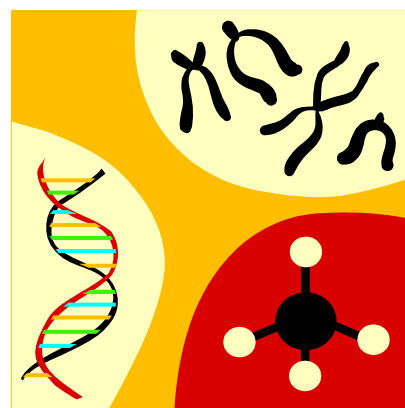
いずれの紛争でも親子関係の判断は DNA 鑑定に依っています。

そこで、このニュースレターでは DNA 鑑定について取り上げたいと思います。

**DNA 鑑定とは？**

DNA とはデオキシリボ核酸（Deoxyribo Nucleic Acid）の略称で、生物の構成を規定している遺伝子の本体となっているものです。DNA は遺伝情報の中核となり親から子へと受け継がれていきます。そして、DNA は一卵性双生児を除いては基本的には型が一致することはありません。もっとも、DNA 鑑定は DNA の全部を比較

するわけではなく、一部を調べているだけであるため、鑑定の範囲で偶然に同じ型を持つ他人が存在する可能性もありますが、その確率は現在では数百億～数兆分の1というきわめて低い確率となっています。この精度の高さからも、DNAは究極の個人情報ともいわれます。



#### コラム ～DNA 鑑定の信頼性～

現在ではきわめて精度の高い DNA 鑑定ですが、この精度が高くなったのはそれほど昔の話ではありません。

1990 年に起こった少女殺害事件（いわゆる足利事件）では、事件の遺留物の DNA を鑑定することによって得た結果を 1 つの大きな証拠としてある男性が逮捕・起訴され有罪判決が確定しました。しかし、この男性に対しては 2009 年に再審請求が認められ無罪となりました。事件当時の DNA 鑑定の精度はまだ低く、再鑑定を行ったところ遺留物の DNA がこの男性の DNA とは一致しないと判断されたことが決定的な理由でした。事件当時の DNA 鑑定の精度は約 1000 分の 1 程度でした。

#### DNA を用いた親子鑑定がクローズアップされる理由

民法では、妻が婚姻中に妊娠した子、婚姻成立の日から 200 日後に生まれた子、婚姻の解消の日から 300 日以内に生まれた子は、夫の子と推定されます。このように規定した民法の趣旨は、子の福祉のために法律上の父子関係を早期に確定し、子の身分関係を安定させることにあります。そのため、民法は女性の妊娠期間を考慮して、婚姻期間と出生時期の関係から子の父を推定した上で、そのように推定されている子については、父であることを否定する方法を「嫡出否認の訴え」に限定し（民法 774 条、775 条）、この方法によって父子関係が否定されない限り、血縁関係があるか否かを問うことなく、法律上は父子関係にあるものとして扱うこととしています。そして、「嫡出否認の訴え」は、夫が子の出生を知った時から 1 年以内に提起

しなければならず、この期間を過ぎると原則として父子関係を否定することができなくなります。

#### 民法

第 772 条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第 774 条 第 772 条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

第 775 条 前条の規定による否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。

第 777 条 嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から 1 年以内に提起しなければならない。



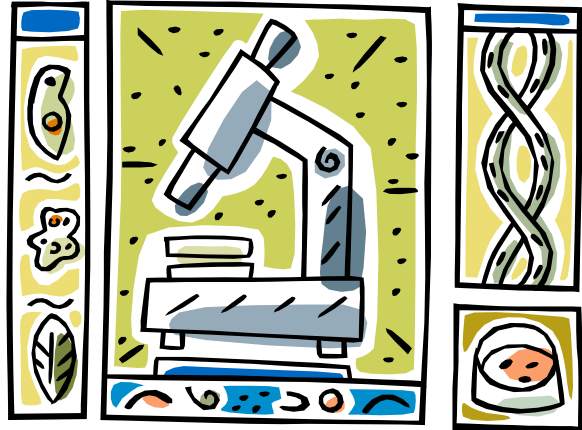
このように父子関係が「推定される」ため、夫が自分の子ではないと主張したい場合、夫の側から証拠を提出する必要がありますが、その際、DNA 鑑定によって親子関係の存在あるいは不存在を立証することは、先に述べたように DNA 鑑定の精度が高く信頼性があることから重要かつ決定的な立証方法となります。

#### DNA 鑑定ではどのようなことを行うか

DNA 鑑定については、平成 16 年 12 月に経済産業省がガイドラインを出しています（経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン）。そのガイドラインでは、DNA 鑑定など鑑定結果が法律的な影響をもたらす場合は、その法的効果についてじゅうぶんな説明を行った上、文書により対面で同意を取り付けることが要求されています。

DNA 鑑定にあたっては、綿棒様の  
もので口腔内の粘膜をこすりとり、  
細胞を採取して鑑定試料とすること  
が多く、通常は数日から数週間で結  
果を得ることができます。

なお、日本法医学会は「親子鑑定に  
ついての指針（1999年）」で、DNA



鑑定に関する倫理的配慮義務をつぎのように定めています。

#### 倫理的配慮

- (1) 鑑定人は学会で認められた手法を用い、最新の注意を払って適正な結果が得られるよう努めなければならない。
- (2) 鑑定人は、検査結果を保証する施設を有し、用いられる手法に熟達している必要があり、求めがあれば、その根拠を示さねばならない。
- (3) 鑑定人は鑑定結果について責任を持ち、必要があれば疑問点について答えねばならない。
- (4) 鑑定人は、個人や家族の福祉を重んじ、鑑定ができるだけ害をもたらさないよう注意しなければならない。そのため、鑑定の直接の当事者、すなわち想定された父母と子や資料の提供者等の間に鑑定実施について異論がないことに留意しなければならない。
- (5) 鑑定人は資料の採取状況が確認されているものについてのみ鑑定を実施し、資料の採取状況が不明確な資料については鑑定をしてはならない。
- (6) 鑑定人はプライバシーの保護に努めなければならない。

#### ◆家事調停における DNA 鑑定

家庭裁判所では、夫婦関係・親子関係・相続問題など、家庭に関わる様々な事案が取り扱われますが、そのうち、親子関係不存在確認調停・認知調停・嫡出否認調停等で、DNA 鑑定が利用されます。

この類型の事件で常に DNA 鑑定が行われるものではありませんが、血液型等だけでは親子関係にかかる事実の証明が困難である場合に、裁判所が選定する鑑定人によって行われることになるわけです。この場合、原則として申立人が、鑑定のための費用を負担することとなっています。

#### コラム ～性同一性障害の両親の子供についての判決 その後～

前回のニュースレターで、性同一性障害で女性から男性に性別を変更した夫とその妻が、第三者との人工授精でもうけた子どもを嫡出子として戸籍に記載するよう求めた裁判が係属しているという話題をお届けしましたが、この件についての最高裁判所の決定が下されました（最高裁判所決定平成 25 年 12 月 10 日）。血のつながりがないことが明らかでも夫の子と推定できるとして法律上の父子関係を認める初の判断で、一審、二審は夫婦の申し立てを退けましたが、この決定により戸籍は訂正され、空白だった「父」の欄には夫の名前が記載されることになりました。今後の戸籍法制、戸籍行政にも大きな影響を及ぼすものと予想されます。

